

第 6 次 置 戸 町 総 合 計 画

ダイジェスト版

笑顔と夢を未来につなぐまち おけと

2020-2029

はじめに

笑顔と夢を 未来につなぐまち おけと

置戸町長
井上 久男



本町では、まちづくりの根幹となる第5次置戸町総合計画を平成22(2010)年度に策定し、「自然を愛し、人にやさしいまちづくり」の実現をめざして様々な施策を計画的に実施してきました。

一方、まちを取り巻く社会情勢は目まぐるしく変化し、急速に進む人口減少と少子高齢化、頻発する自然災害等への危機管理意識の高まりや急激に進む情報通信技術の発展など、これまで経験したことのない時代の転換期を迎えています。

そのようなことを踏まえ、置戸町まちづくり基本条例に基づいた、令和2(2020)年度から10年間のまちづくりの目標と方向性を示した「第6次置戸町総合計画」を策定いたしました。

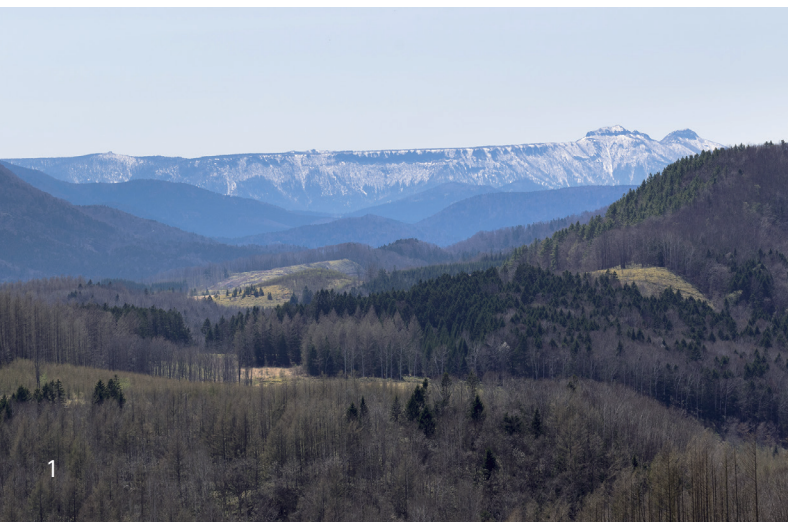
この計画では、「笑顔と夢を未来につなぐまち おけと」をまちの将来像と定め、その実現

に向け、計画に掲げた各種施策を的確に進めることによって、町民誰もがまちに愛着と誇りを持ち、笑顔で暮らし続けられるまちづくりを目指してまいります。

また、同じく「置戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)」を策定したところではありますが、これからは、計画推進にあたってより具体性をもったこの戦略も相互に展開されていくものと思います。

結びに、本計画の策定にあたり、様々な機会を通じてご意見をお寄せいただきました町民の皆さんをはじめ、熱心にご審議いただきました総合計画審議会委員並びに町議会議員の皆さんに心から感謝を申し上げますとともに、今後なお一層のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年4月



第6次置戸町総合計画

総合計画とは、まちづくりの計画として最も上位に位置づけられる計画であり、あらゆる分野で総合的、計画的なまちづくりを進めるための基本的な指針となるものです。この計画に沿って作成される各分野の個別計画のもと、具体的な事業や施策が効果的に実施されることになります。『まちづくり』が少しでも皆さんの身近になるよう、わが町の新しい総合計画をご紹介します。

計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

基本構想

町の特性や課題を考慮し、めざす将来像と、その実現に向けたまちづくりの方向を示したもの。

基本計画

基本構想に定めた将来像の実現に向けて、進めるべき具体的な施策の方向を定めたもの。

実施計画

基本計画に基づき、3年間で具体的に実施する事業内容や財源を定めたもの。

アンケート調査にご協力ありがとうございました。

計画の策定にあたり、町民の皆さんにご協力いただいたアンケート調査を参考にしています。

●まちの愛着度

ある(61.3%)＋少しある(20.2%)

81.5%

●まちに住み続けたいか

住み続けたい(37.2%)＋できることなら住み続けたい(35.7%)

72.9%

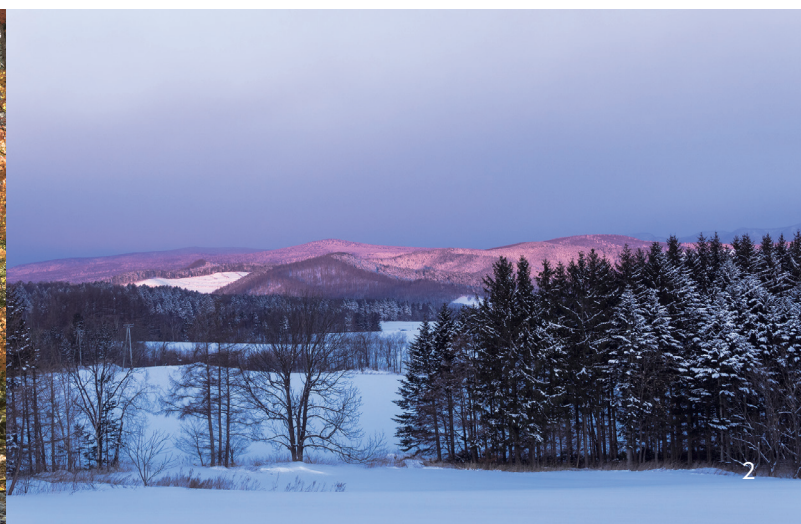
どちらも7～8割以上の高い割合といえますが、ここに入らない2割以上の方の声を受け止め、より良いまちづくりを目指し計画に反映させていきます。

町民アンケート：平成30(2018)年8月実施、町内に居住する18歳以上の方対象、回収率59.9%

	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)	
基本構想	10 年間										
基本計画	実行計画〈前期〉5 年間					展望計画〈後期〉5 年間					
実施計画	3 年間			3 年間			3 年間			3 年間	
ローリング 方式			3 年間				3 年間		3 年間		

計画の進行管理や社会経済情勢などの変化に対応するため、前期5か年の終了年に計画全体の見直しを行います。

毎年度の進捗状況や評価、検証を行いながら見直しをするローリング方式で推進管理を行います。



第6次総合計画策定にあたって

これまでの総合計画は、地方自治法に基づき策定されていましたが、平成23(2011)年の法改正により策定義務が廃止されました。

そのため、この第6次置戸町総合計画は、計画的かつ効率的、総合的な行政運営を行うため、まちづくりにおける最上位計画として、**置戸町まちづくり基本条例第25条に基づき策定される初めての総合計画**となります。

置戸町まちづくり基本条例(抜粋)

(総合計画等)

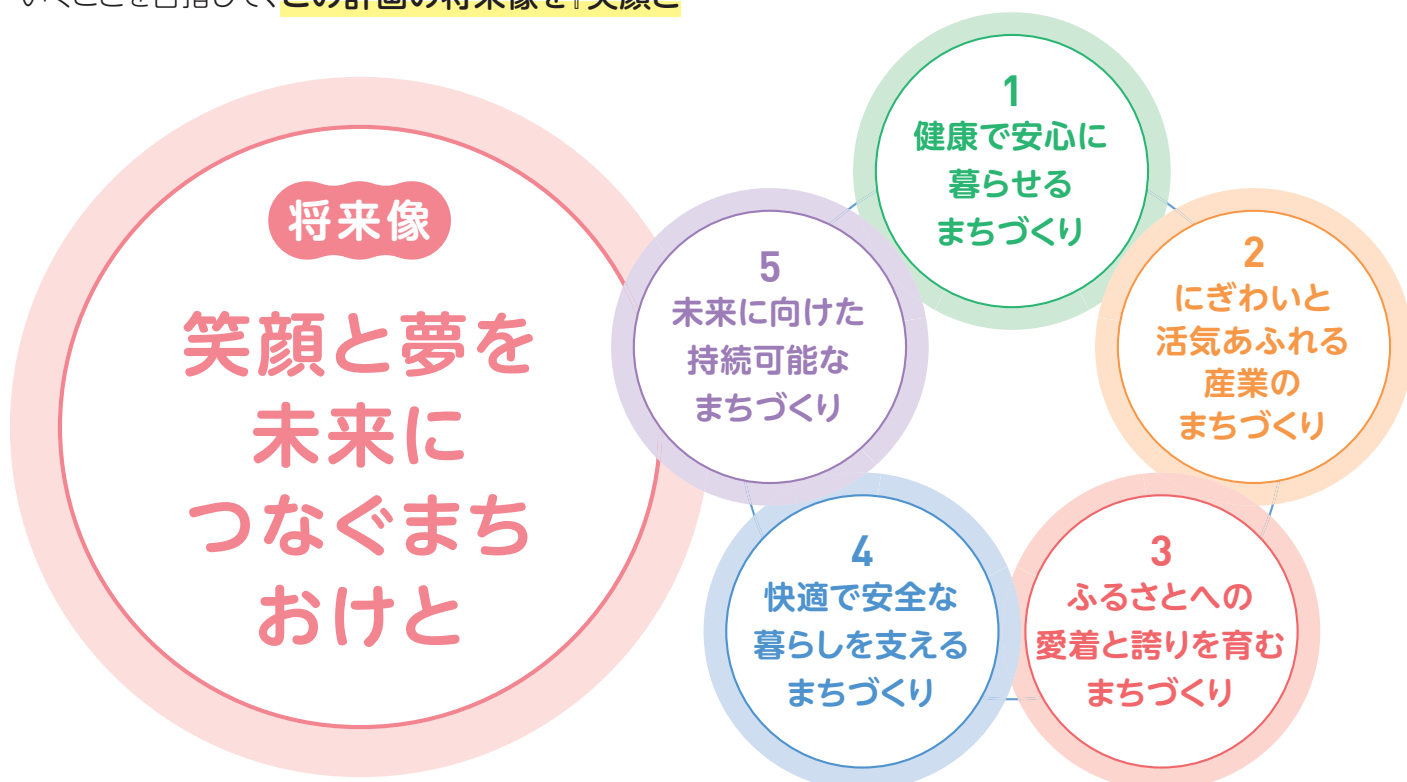
- 第25条 町は、計画的、効率的、総合的な行政運営を行うために総合計画を策定します。
- 2 町は、総合計画を新たに策定し、又は重要な変更をするときは、議会の議決を経なければならないこととします。
- 3 町は、総合計画の策定にあたり、町民の意見を反映させるために計画についての情報を町民に提供して、広く町民の参加を得るようにします。
- 4 町は、総合計画について、その内容と実施状況に関しての情報を町民に提供します。

置戸町のめざす姿

これからのまちづくりにあたっては、町民一人ひとりが、わが町や地域への愛着や誇りを持ち、町民と行政が手を取り合い、果敢に新しいことに挑戦し、新たな魅力を作り出す取り組みによって、あらゆる世代の人が生涯健康で活躍できる置戸町を築いていくことを目指して、**この計画の将来像を『笑顔と**

夢を未来につなぐまち おけと』と設定し取り組んでいくこととします。

この将来像の実現に向けて、5つの基本目標を掲げ、それぞれの分野において着実に施策を推進していきます。

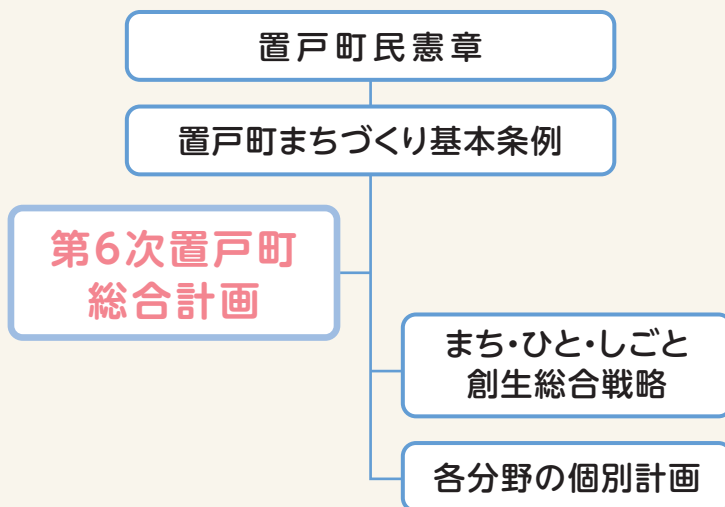


この計画は、「**置戸町民憲章**」を基本理念として、置戸町まちづくり基本条例と相互に連携した町政運営の基本となる計画であり、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や各分野で個別に策定される計画などと、整合性を図りながら推進されることとなります。

10年後の
おけとについて
一緒に
考えてみよう♪



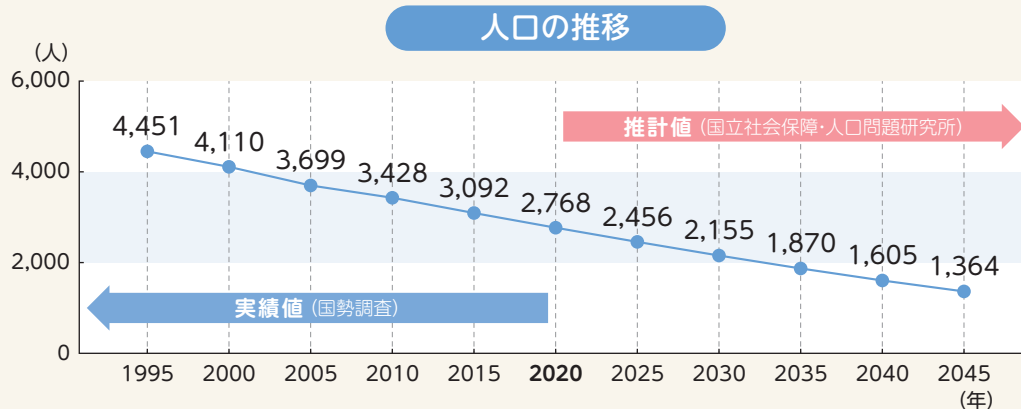
第6次置戸町総合計画体系図



置戸町の将来人口は、平成30(2018)年に発表された国立社会保障・人口問題研究所の推計値によると、令和2(2020)年で2,768人、令和12(2030)年には2,155人まで減少すると推計されており、今後も人口減少は避けられない状況となっています。

しかし、本計画に基づいた定住促進環境の整備や就業環境の向上、子育て支援の充実など、まちの特性や魅力を生かした取り組みによって、子育て世代の転出抑制と転入促進を図り、**計画最終年(2029年)の目標人口は2,500人**と設定します。

目標人口 令和11(2029)年 総人口 2,500人



※2015年までの数値は、国勢調査による。

※2020年から2045年までの数値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値による。

健康で安心して暮らせる まちづくり



1-1 高齢者福祉の充実

高齢者が、住み慣れた地域で安心して、健やかに暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステム※1の構築や高齢者が生きがいを持って活躍できる場の充実により、地域で支え合う社会の実現を目指します。

- 高齢者支援サービスの充実
- 生きがい対策の推進
- 多様な住まいと暮らしの確保
- 介護保険事業の充実

1-2 子育て環境の充実

次世代を担う子どもの健やかな成長のため、家庭を中心に地域や学校、認定こども園※2など各分野が連携し、置戸町全体で子育てを支援し、安心して子どもを産み育てることができるまちを目指します。

- 子育て支援対策の充実
- 子育て環境の整備
- 児童の健全育成
- ひとり親家庭への支援
- 地域の教育力と家庭教育の充実

1-3 障がい者福祉の充実

障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いに理解し支え合い、住み慣れた地域で健康に安心して暮らせる共生型社会を目指し、障がい者が地域社会で自立し、生きがいを持って生活できるための支援の充実を図ります。

- 障がい者福祉の充実
- ノーマライゼーション※3の推進
- 自立支援体制の充実

1-4 保健・医療体制の充実

「置戸町健康増進計画※4」に基づき、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、子どもから高齢者まですべての町民が住み慣れた地域で自分らしく、健康な生活を送れることを目指します。

- 健康づくりの推進
- 地域医療体制の充実
- 社会保障の充実

1-5 地域福祉の充実

子どもから高齢者まで町民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域や関係団体などと連携し、地域を見守り支えあう地域福祉の充実を図ります。

- 地域福祉推進体制の充実
- 地域福祉団体等活動の推進

※1 地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるような、地域の包括的な支援・サービスの提供体制
 ※2 認定こども園：教育・保育を一体的に行い、保護者が働いている・いないにかかわらず利用可能で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設
 ※3 ノーマライゼーション：障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念
 ※4 置戸町健康増進計画（置戸町げんきアップ21）：「安心して健やかに暮らせるまちづくり」を基本理念として、住み慣れた地域で自分らしく、健康な生活を送れることを目指した計画（第2期置戸町健康増進計画：計画期間 平成28(2016)～令和7(2025)年度）

産業のまちづくり にぎわいと活気あふれる

2-1 農業の振興

置戸町の基幹産業である農業が将来に向かって持続的に発展していけるよう、生産基盤の整備や農業経営の安定を図るとともに、新技術の活用など時代に対応した農業の振興を推進します。

- 農業生産基盤の整備
- 農業経営の安定化
- 環境と調和した農業の推進
- 安心安全な生産・流通の推進

2-2 林業の振興

置戸町の豊かな森林を守り、次世代へとつないでいけるよう、町民や事業所、行政が一体となって持続的な森林の保全・育成を図るとともに、担い手確保や魅力ある林産業の振興を推進します。

- 豊かな森林の保全と整備
- 林業基盤の整備
- 林産業の振興

2-3 商工業の振興

町全体に賑わいと活気をもたらすため、時代や消費者ニーズの変化に対応した地域商工業の活性化を図るとともに、新たな人の流れと魅力を生み出す取り組みを推進します。

- 地域商工業の活性化
- 商店街の振興
- 雇用と労働環境の充実

2-4 観光の振興

観光により地域の活性化を図るため、観光資源の魅力向上や観光PRを推進するとともに、観光振興体制の強化により、観光の振興を図ります。

- 観光振興体制の強化
- 観光資源の整備充実
- 情報発信力の強化

2-5 オケクラフトの振興

オケクラフトの活用、生産、地域経済がバランスよく継続して展開するよう、技術継承とブランド力の強化により地域産業として一層の発展を図るとともに、将来を見据えた施設整備の充実を図ります。

- 地域ブランド※1の確立
- 生産者育成と技術の継承
- 施設の整備充実



※1 地域ブランド： 地域の特徴を生かした商品と、地域そのもののイメージを結びつけながら、地域全体で取り組むことにより、他地域との差別化された価値を生み出し、その価値が広く認知され求められるようになること

ふるさとへの愛着と 誇りを育むまちづくり

3-1 生涯を通じた学習の推進

町に対する愛着と誇りの意識を高めるとともに、生涯にわたって学び、いきいきと生きがいを持って活躍できる地域づくりを進めるため、人づくりの原点に立った取り組みを進めます。

- 生涯にわたって学び続けられる体制の整備
- 多様な学習機会と情報の提供
- 学習成果の活用
- 社会教育施設・指導体制の充実

3-2 学校教育の充実

未来を切り拓き、将来のまちづくりを担う人材を育むため、地域への理解と愛着を高める取り組みを進めるとともに、誰もが等しく安心して学べる環境の充実を図ります。

- 教育内容の充実
- 教育環境の充実
- 地域とともにある学校づくり
- 学校給食の充実
- 就学支援の充実
- 高校教育の支援

3-3 スポーツの振興

子どもから高齢者まで、あらゆる機会にスポーツに親しむことができる環境を整備し、スポーツを通じた健康増進や町民の豊かな暮らしに向けた取り組みを推進します。

- スポーツ活動機会の促進
- スポーツ指導者の育成・確保
- スポーツ団体の支援
- 体育施設の整備

3-4 芸術・地域文化の振興

町民の文化的で豊かな暮らしと人間性を育むことができるよう、様々な芸術文化に触れる機会の創出を図るとともに、貴重な文化財・資料の適切な収蔵と有効的な活用を図ります。

- 文化・芸術活動の振興
- 文化財の保護と活用

次世代を担う子どもたちへ

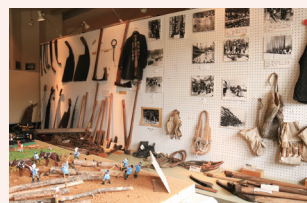
- 学校・家庭・地域が連携した、まちぐるみで子どもを育てる環境の整備を図ります。
- 教育や産業、オケクラフトなど様々な分野との連携により、全町一体となった食のまちづくりを進めます。
- 地域の活力の一つである、北海道置戸高等学校へ、介護専門職の輩出や存続に向けたPR活動など継続して支援します。

貴重な郷土資料の有効活用

- 秋岡コレクション※1や黒曜石の石器など、郷土資料の有効活用と適切な展示、収蔵場所の整備を図ります。



ふるさと教育



郷土資料

※1秋岡コレクション：工業デザイナー秋岡芳夫氏(1920～1997)が、半生をかけて収集した日本の生活用具や宮大工の道具、自作した器、関連資料など合わせて18,000点からなる資料



快適で安全な暮らしを支えるまちづくり



4-1 地域防災体制の整備

町全体における防災体制強化のため、行政が担う公助と町民が主体となる共助・自助の取り組みが三位一体となって、起こりうる災害に立ち向かうことができる体制を構築するとともに、人命を守る消防・救急体制の充実を図ります。

- 地域防災力の強化
- 消防体制の充実
- 防災・減災対策の強化
- 救急体制の充実

4-2 生活環境の整備

町民が快適に暮らせる環境を整えるため、循環型社会の形成に向けた環境整備と環境保全に対する意識の啓発を図ります。

- ごみの減量化と再資源化の推進
- 環境保全対策の推進
- ごみ収集処理体制の整備
- 葬斎場・墓地の管理

4-3 社会基盤の整備

町民の安心安全で快適な暮らしを確保するため、生活を支える基盤となる道路や橋梁などインフラ^{*1}の計画的かつ効率的な整備を図ります。

- 道路の整備促進
- 除排雪体制の充実
- 橋梁の整備促進
- 維持管理機能の充実
- 河川の整備促進

4-4 上下水道の整備

町民の日常生活等における重要なライフラインである上下水道の安定的なサービス提供を行うため、計画的な施設の維持管理を図るとともに、簡易水道・下水道会計の健全運営を図ります。

- 良質な水源の確保
- 下水道事業の推進
- 水道施設の整備充実
- し尿収集・処理の充実
- 水道事業の健全運営
- 災害時対応の強化

4-5 住宅環境の整備

誰もが安心安全に暮らすことができる住生活の実現のため、各種支援体制の充実や、公営住宅の計画的な整備を推進します。

- 公営住宅の整備
- 適切な土地利用の推進
- 住宅・住環境の整備

4-6 情報通信網の整備

今後のICT^{*2}技術の進展を見据え、時代に対応した情報通信手段の確保を図るとともに、まちの魅力を伝える情報発信の強化を図ります。

- 情報通信網の整備促進
- 地域の情報化

^{*1} インフラ：インフラストラクチャー。社会や生活の基盤となる建造物や仕組みのこと

^{*2} ICT：Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。コンピューターやインターネットなどの情報通信を活用したコミュニケーション技術の総称

未来

基本 5 目標

未来に向けた持続可能なまちづくり

誰もが
参加できる
まちづくりを目指して



基本目標 1

基本目標 2

基本目標 3

基本目標 4

基本目標 5



5-1 コミュニティ活動の推進

住民が互いに支え合い、安心して暮らし続けられるよう、地域コミュニティ活動への支援を図るとともに、地域の安全な暮らしを確保するため、交通安全・防犯・消費生活対策の推進を図ります。

- コミュニティ活動の活性化
- 交通安全対策の推進
- 地域防犯・消費生活対策の推進

5-2 移住・定住の促進

町の魅力を高め、情報を的確に伝えることで、関係人口^{※1}を創出し、将来的な地方移住を推進させるとともに、定住者確保のため、住宅環境の整備を推進します。

- 関係人口・地域間交流の推進
- 移住・定住受け入れ体制の強化

5-3 公共交通機関の確保

町民の暮らしを支える地域公共交通の充実を図るため、バス路線の維持と利用促進を図るとともに、地域内交通弱者に対する交通手段の確保を図ります。

- 広域交通機関への支援
- 地域内公共交通の確保

5-4 住民参画によるまちづくりの推進

町民が主体的にまちづくりに参画し取り組めるよう、積極的な情報提供を行うとともに、町民主体の取り組みに対する支援を推進します。

- 情報提供の充実
- 町民参画の推進
- 多様性の尊重とジェンダー平等^{※2}の推進

5-5 土地の有効活用と施設の効率的活用

新たな魅力づくりや人の流れを生み出す土地の活用を検討するとともに、効率的な土地や施設の有効活用を図り、未来に向けて持続可能なまちづくりを推進します。

- 土地の有効活用
- 施設の効率的活用

5-6 計画的な行財政運営の推進

効率的な行政運営や計画的な財政運営により、持続可能な行財政運営を推進するとともに、定住自立圏を中心とした広域行政の推進を図ります。

- 効率的な行政運営の推進
- 健全な財政運営の推進
- ICTによる行政の推進
- 広域行政の推進

※1 関係人口：移住した「定住人口」や観光などによる「交流人口」ではない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと
 ※2 ジェンダー平等：誰もが性別に関わらず平等に機会を与えられること

基本構想

< 基本目標 >

基本計画

< 施策 >

将来像

笑顔と夢を未来につなぐまち
おけと

①
健康で安心に
暮らせる
まちづくり

- 1 高齢者福祉の充実
- 2 子育て環境の充実
- 3 障がい者福祉の充実
- 4 保健・医療体制の充実
- 5 地域福祉の充実



②
にぎわいと
活気あふれる
産業の
まちづくり

- 1 農業の振興
- 2 林業の振興
- 3 商工業の振興
- 4 観光の振興
- 5 オケクラフトの振興



③
ふるさとへの
愛着と誇りを育む
まちづくり

- 1 生涯を通じた学習の推進
- 2 学校教育の充実
- 3 スポーツの振興
- 4 芸術・地域文化の振興



④
快適で安全な
暮らしを支える
まちづくり

- 1 地域防災体制の整備
- 2 生活環境の整備
- 3 社会基盤の整備
- 4 上下水道の整備
- 5 住宅環境の整備
- 6 情報通信網の整備



⑤
未来に向けた
持続可能な
まちづくり

- 1 コミュニティ活動の推進
- 2 移住・定住の促進
- 3 公共交通機関の確保
- 4 住民参画によるまちづくりの推進
- 5 土地の有効活用と施設の効率的活用
- 6 計画的な行財政運営の推進



おまけ わが町置戸町を象徴する「木」「花」「鳥」の名前を覚えていますか？

正しい名前
覚えよう★

ぼくの名前は
わかるかな？
置戸町の地域キャラクター
おけばんぱくん

アカエゾマツ
エゾマツに比
べて幹が赤い
んだって！

エゾムラサキ
ツツジ
日本では北海
道の東部・北部
で見られます！

クマゲラ
全身が黒色で
大柄なキツツ
キ。森に住む黒
くて大きな「ク
マ」が由来とさ
れている…！



町の木

アカエゾマツ



町の花

エゾムラサキツツジ



町の鳥

クマゲラ



人と、木と、おけと

第6次置戸町総合計画

笑顔と夢を未来につなぐまち おけと
〈ダイジェスト版〉

発 行 / 北海道置戸町

発行日 / 令和2年4月

編 集 / 置戸町まちづくり推進室地域振興係

〒099-1100 北海道常呂郡置戸町字置戸181番地
TEL 0157-52-3311 FAX 0157-52-3353

